

令和6年度

事業計画書及び予算書

令和6年3月

SOFTIC

一般財団法人ソフトウェア情報センター

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

本財団は、各時代において要請されるソフトウェア等の法的保護に関する調査研究、ソフトウェアプロダクトに関する普及啓発及び調査研究、ソフトウェア等に関する紛争の仲裁・和解等機関業務、ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集、プログラムの著作物に係る登録事務及び半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務を行うことにより、ソフトウェアを含む情報財に関連するビジネスのための基盤整備を促進し、高度情報化社会の健全な発展を図り、もってわが国の産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的として、幅広く活動してきている。

最近では、IoT (Internet of Things) の進展による所謂ビッグデータ処理、人工知能 (AI) を用いた新たな情報処理、それらを提供する新たなビジネスの登場によって、また所謂デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けて検討を必要とする課題、問題が明らかになってきている。本財団では、こうした動向に留意しつつ、ソフトウェアを含む情報財取引及び益々多様化する情報サービスの取引に係る問題等について、産業界、法曹界、学界、官界の結節点として、引き続き調査研究のための場を提供し、さらに充実させていく。また、研究成果の社会への公表、タイムリーな情報提供や広報にこれまで以上に注力し、さらなる検討を促していきたいと考えている。

また、ソフトウェア等の特許審査に際しての先行技術を確認するためのコンピュータソフトウェアを含む技術情報、技術仕様書に関する情報のデータベース (CSDB) 等の整備、ソフトウェア取引契約におけるライセンス保護等を目的とするソフトウェア・エスクロウ・サービスの提供、ソフトウェア紛争に関するADRサービスの提供、プログラム著作物登録機関、半導体集積回路配置利用権登録機関としての業務を提供していく。さらには新たな事業の開発にも取り組むこととしたい。

令和6年度は、以下の事業を実施する。なお、ネットワークの活用が日常的となっていることを踏まえ、本財団も引き続きネットワークを活用して事業を遂行していく。

1. ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究及び情報提供

ソフトウェア等の開発及び利活用を促進するために、その特質や関連する技術等の動向を踏まえた権利保護のあり方について調査研究を行い、課題の分析や方策の提言等を行う。また、ソフトウェア等の権利保護に関して多様な方法で情報提供を行う。

(1) ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究

IT 社会における企業活動、企業戦略の中で経営資源としての重要性が増大しているソフトウェアを含む情報財に関する法的保護のあり方、戦略的活用等について、法曹専門家、学識経験者及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、産業界のニーズにより着実に応えられるようにすべく、ビジネスを展開する上で検討すべき法制度上の課題について調査研究を行い、社会における検討を促し、またあるべき方向性の提言を行う。

① ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究

一昨年度から、1986年の設立から2007年度までの約20年の間開催された「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」を再開した。「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」は、従来、専ら内外の裁判例を研究対象としてきたところ、委員会の再開に当たっては、検討対象を必ずしも裁判例に限定せず、例えば内外において新たな法制度等についての動きが生じたような場合にはこれも積極的に研究対象とするほか、「ソフトウェア」を「コンピュータソフトウェア」として限定的に捉えることなくいわゆる情報財一般として広く概念し、変化の激しい技術の最新動向も踏まえ、デジタル化、ネットワーク化された社会における多様な課題について様々な形で調査研究を行うための当財団の基盤とする。

② ソフトウェア関連発明の特許保護に関する調査研究

AI を利用した発明の特許化や侵害対応、標準必須特許に係る問題等、IT 産業に関係の深い特許問題に関して、委員間で問題意識を共有しつつ検討を行う。昨年度においては、主に「ダウンゴ対 FC2 判決」を題材とした「越境侵害」「属地主義」「主体論」についての検討がなされたが、次年度においても判例を中心として企業の実務家・弁護士・弁理士・裁判官・学者といった様々な見地から検討を行っていく。

③ OSS の法的諸問題に関する調査研究

OSS の利用に係る法的諸問題に関しては、OSS の利用が予測不能な法的リスクを生じさせるとの懸念は相当程度解消されてきているといわれている一方、OSS 利用者がさらに拡大している中で法的リスクを把握せずに利用している例があるのではないかと懸念や、また OSS コミュニティとの関係や OSS の品質（セキュリティ問題等）に関する課題や、「IoT」の進展を踏まえた更なる課題が存在するのではないかと指摘もある。

本調査研究においては、上記を含む各種課題について委員間で情報を共有するとともに課題解決に向けた検討を行い、その成果を広く世に問うこととする。また、併せて、平成30年3月付けで公開した「IoT 時代における OSS の利用と法的諸問題 Q&A 集」の改訂作業を昨年度に引き続き進めていく。さらには OSS 利用者の法的リスク回避に資する新たな取り組みを模索する。

④ システム開発紛争に係る判例に関する研究

情報システムの開発・導入を巡る紛争は今もって後を絶たない。加えて、ビッグデータの活用、デジタル・トランスフォーメーションが求められる中、トラブルはいっそう複雑化・多様化していくものと考えられる。

一方、令和2年4月には改正民法（債権法）が施行された。こうした変化も踏まえ、本研究会では、引き続き「情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集」（平成22年3月、経済産業省）等を参考にしながら、その後蓄積された判例を中心にその分析・実務への教訓を抽出してとりまとめ、成果を広く共有することを目指す。

⑤ その他の研究

新技術を活用したビジネスに関連する新たな法的問題などが浮上してきた場合には、上記の研究に加えて実施することを検討する。

(2) ソフトウェア等の権利保護に関する情報提供

① ニュースレター「SLN (SOFTIC Law News)」の発行

ソフトウェア等の権利保護問題に関して注目される裁判事例について、研究者、弁護士等の専門家による評釈を、年間5本を目処に発行する。調査研究事業との連携など、情報発信の方策を検討、情報発信能力を強化していく。

② 論文誌「SOFTIC Law Review」の発行

今後定期的に発刊予定の雑誌で、SOFTICの事業趣旨であるソフトウェア技術と法制度の交錯する領域に関する学術的な論考等を社会に広く発信し、またSOFTICの研究成果を社会に還元する企画誌でSOFTICの認知度を高めていく取組のひとつとしていく。その時節に照らして設定したテーマ、論点について、研究者・法曹実務家・企業実務家による、速報性より論点分析の深さ・充実度に焦点を置いた執筆論文等を掲載する。令和5年8月1日に編集委員会を設置（委員長：奥邨弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授。本財団理事）、令和6年4月1日に創刊予定。発刊頻度は、初年度2回、2年目からは3回を目指している。

③ 法的問題短報「What's Legally New?」の配信

令和5年8月から、外部の弁護士及び研究者を執筆陣に迎えて、内外の法的問題に関するニュースを日本語・英語併記の短報として当財団のウェブサイトを通じて随時配信している。令和6年度も本事業を継続して実施するとともに、執筆陣の拡充を図る。

④ ソフトウェアの知的財産権等に関する研修

ソフトウェアはビジネスから一般の生活まで広く深く浸透し、今や社会生活の基盤ともなっており、ソフトウェアを巡る法的問題は益々その重要性を増している。とりわけソフトウェア等の取引実務に携わる者にとっては、ソフトウェアに関する知的財産制度や周辺分野の制度等の理解が必須の要件であるといえる。

このようなニーズに対応すべく、知的財産及び契約等の分野の第一線で活躍する、あるいは周辺の法制度に詳しい弁護士、研究者、実務家を講師に迎え、受講者の希望するレベルに合わせたカリキュラムを用意し、知識習得と実務への活用のための研修を提供する。

⑤ 知的財産権関連裁判例に関するゼミ形式の研究会の開催

主にソフトウェア等の知的財産権関連の実務に携わる若手の企業法務部員及び弁護士を対象に、知的財産権関連の知識習得と向上、また情報交換のための場を提供することとし、ゼミ形式による裁判例研究の機会を設け、より密度の高い議論の場を提供する。指導にはこの分野の第一線で活躍する企業法務担当者及び弁護士が当たる。

⑥ セミナーの開催

ソフトウェア、コンテンツ等に関する著作権、特許及び独禁法等の知的財産権問題や契約問題、ネットワー

クを介したビジネス上の諸問題等、適宜のテーマを取り上げ、当該分野における専門家および実務担当者それぞれに向け各種セミナーを開催する。調査研究事業との連携など、情報発信の方策を検討、情報発信能力を強化していく。

2. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

コンピュータソフトウェア関連発明やビジネス方法の発明が、特許の対象となり、これらの分野における非特許文献の先行技術調査を行うため、特許庁ではコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）を構築している。

当財団は、平成9年度から上記データベースに蓄積する文献の収集、文献調査、電子化データの作成等の事業を実施している。

具体的には、コンピュータソフトウェア、ビジネス方法、ゲーム関連分野におけるマニュアル、単行本、学术论文、雑誌、企業技報等を収集し、これら文献について、CSタームの付与、フリーワードの抽出を行い、一次文献のイメージデータ及びOCRによるコードデータを作成し、文献調査の結果を加えた電子化情報を作成するものであり、これまでに約18万冊の文献を収集し、約125万4千件の電子化データを作成してきたところである。

また、平成29年度より、新たに3GPP関連の技術仕様書が対象に加わり、これまでに約620会議の文献を収集し、約61万6千件の電子化データを作成した。

令和6年度は、従来文献約4万4千件及び技術仕様書約10万3千件の電子化データを作成する予定であり、電子化データの作成を行った文献から、TIテーブルの更新や周知慣用技術の要点集を作成予定である。

3. ソフトウェアプロダクトに関する普及啓発及び調査研究

ソフトウェアプロダクトの流通市場の拡大発展を図るために、利用者及び提供者の双方の立場に立った普及啓発及び調査研究を実施する。

また、ソフトウェアプロダクトの流通を促進する一助として、ソフトウェア・エスクロウ・サービスを提供する。ソフトウェア・エスクロウ制度は、ソフトウェア提供者（ライセンサー）の倒産、天災等により、提供を受ける者（ライセンシー）がソフトウェアの継続的使用が困難となるような事態に備えて、ライセンサー及びライセンシーが第三者（エスクロウ・エージェント）にソースコード等の関連資料を預託しておくことによりライセンシーの保護を図る目的のほか、ソフトウェア担保融資の際に債権者が担保物を確保する目的でも利用することができるものである。

4. プログラムの著作物に関する登録事務及び情報提供

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する公示、検索サービス等の情報提供を行う。また、登録制度の普及に努め、広報活動のためのコンテンツの充実を図る。

5. 半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び情報提供

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、登録機関として、半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び設定登録の公示情報等の提供を行う。

6. ソフトウェア等に関する紛争に係る仲裁及び和解の仲介

産業界において多く潜在すると考えられる、ソフトウェア開発をめぐる紛争事案につき、ソフトウェア等の取引に詳しい弁護士又は関連する技術について知見をもつ弁理士、技術者等の専門家から成る「仲裁、中立評価、単独判定及び和解あっせん」サービスを提供する。なお仲裁人等の候補者名簿のさらなる拡充に努める。

令和6年度予算書(正味財産増減計算ベース)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

単位:千円

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	44	5	39
② 特定資産運用益	0	0	0
③ 事業収益	760,204	713,586	46,618
④ 受取会費	16,800	18,300	△ 1,500
⑤ 雑収益	364	364	0
経常収益計	777,412	732,255	45,157
(2) 経常費用			
事業費	749,813	707,481	42,332
管理費	21,804	24,137	△ 2,333
経常費用計	771,617	731,618	39,999
当期経常増減額	5,795	637	5,158
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,795	637	5,158
法人税、住民税及び事業税	2,694	70	2,624
当期一般正味財産増減額	3,101	567	2,534
一般正味財産期首残高	243,285	229,024	14,261
一般正味財産期末残高	246,386	229,591	16,795
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	155,000	155,000	0
指定正味財産期末残高	155,000	155,000	0
III 正味財産期末残高	401,386	384,591	16,795